

神社賠償責任保険

神社本庁の神社賠償責任保険は、
本庁包括下の神宮、神社、神社庁の
境内および施設において発生した賠償事故に対し、
神社が負担する損害賠償金をお支払いする保険です。
神社に適した補償内容を設定した団体契約による
合理的で加入しやすい制度となっております。



神社本庁の
神社賠償責任保険
ご加入のご案内

保険期間 ▶ 平成27年12月1日午後4時より1年間
加入申込 ▶ 随時中途加入ができます。

神社賠償責任保険は、**基本契約** に任意で

①賠償事故の補償 対象:境内の事故と業務遂行

- ①境内施設内の欠陥または神社の活動の遂行に起因する偶然な事故
- ②神社が預かった財物の損壊に対する賠償責任
- ③神社の授与品・提供物(ただし、事故の発生日から遡って1年以内に供与または提供された財物に限ります。)に起因する偶然な事故により、参拝者など**第三者**(※)の生命もしくは身体を害し、または参拝者など**第三者**(※)の財物を滅失・毀損もしくは汚損した場合において神社が負担する法律上の賠償責任を補償します。

(※)第三者は参拝者・見物人等を指し、宮司等神社役員については補償対象外です。以下同様とします。

【事故例】

神社の境内施設や設備の欠陥、 管理上の不注意を原因として

- 燈籠や玉垣が倒れて参拝者がケガをした。
- お焚上げの際、混入していたガラス瓶が爆発し負傷者を出した。
- 境内の古木が根腐れにより倒れ、隣接する民家の屋根を壊した。



業務活動を原因として

- 神社職員が木の枝打ちをした際、誤って枝を通行中の車両に落下させ傷をつけた。
- 祭礼準備中に職員が運んでいた旗竿が参拝者に当たりケガをさせた。



預かり物を原因として

- 預かった参拝者のコートが盗まれた。

《ご注意》預かり物には、展示、使用等の目的で神社が保管、管理する財物は含まれません。



授与品・提供物を原因として

- 授与品に欠陥があり参拝者がケガをした。
- 神社が提供した飲食物で食中毒が発生し、治療を受けた。



祭礼・正月等の雑踏時の事故

- 神社側が用意していた柵が倒れ、参拝者が転倒しケガをした。



②無償奉仕者のための見舞費用 対象:神社の管理下において無償でお手伝いをされる方

対象となる境内施設内において、**無償奉仕者**が急激かつ偶然な外来の事故により傷害(※)を被った場合に見舞費用などが補償対象となります。なお、神札頒布等の従事中は、境外の事故も補償対象となります。

(※)傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一瞬に吸入、吸引または摂取したときに急激に生じる中毒症状(継続的に吸入、吸引または摂取した結果生じる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、経度性食中毒およびウイルス性食中毒を含みません。以下同様とします。

本保険は神社の管理下において無償でお手伝いされる方が、作業中にケガをした際にお見舞金を1日目からお支払いします。

無償奉仕者のケガに係わる見舞費用

- 境内で清掃活動中、無償奉仕者がケガをした。
- 境外で神札頒布中、無償奉仕者がケガをした。

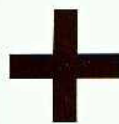


無償奉仕者のケガに係わる被災対応費用

- 無償奉仕者の法定相続人が現地に行くための交通費
- 無償奉仕者の救助、移送に要する費用 など



割増契約をプラスして加入できる共済制度です。



任意でプラスいただく契約です

割増契約

対象:参拝者

①参拝者見舞費用

対象となる境内施設内において、**参拝者**が急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に見舞費用が補償対象となります。

(※)傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。以下同様とします。

参拝者のケガに係わる見舞金費用

- 神社の瑕疵の有無に関係なく神社の境内でケガをした人に対して慣習的に支払った見舞金 など



任意でプラスいただく契約です

割増契約

対象:境外の事故

②神輿、山車、馬などの境外の賠償事故の補償

神社が主体となって行う祭礼等の活動において、使用する神輿、山車、馬等の**境外渡御**における賠償事故により、**第三者**の生命もしくは身体を害し、または**第三者**の財物を滅失・毀損もしくは汚損した場合に、神社が負担する法律上の賠償責任を補償します。

神輿、山車などの境外渡御で

- 神輿が巡行中、住宅にぶつかり損害を与えた。
- 馬が暴れて見物人にケガをさせた。 など

《ご注意》神輿、山車等に係わる人のケガ、事故及び神輿の修理費用は補償対象ではありません。



対象となる境内施設・範囲

- 神社所有の建物(社殿、神楽殿など)
- 神社の鎮座地等主たる境内
- 飛地境内
- 頓宮・奥宮境内
- 御旅所
- その他信仰の対象となる神域

対象とならない境内施設・範囲

- 神社所有以外の建物
- 有料駐車場施設
- 飲食物を提供することのある宴会場を有する結婚式披露宴会場、会館等の集会場施設、飲食施設
- 幼稚園・保育園施設
- その他神社本来の活動とは直接関係なく、かつ収益事業を目的とする施設(アパート、貸しビルなど)

※対象とならない施設への補償を希望される場合には、別保険へのご加入が必要ですので、1ページ取扱代理店までお問い合わせください。

保険期間：平成27年12月1日午後4時より1年間 ※随時中途加入ができます。

基本契約（年間）

保険期間 平成27年12月1日(午後4時)から1年間・一括払

掛 金

掛金とは、保険料と制度運営費^(注)との合計金額で、加入神社が負担する金額となります。

境内土地面積 建物延床面積	1,000坪以下	1,001～5,000坪	5,001～10,000坪	10,001～50,000坪	50,001坪以上
30坪以下	6,000円	6,600円	7,200円	7,800円	8,400円
31～50坪	7,200円	7,800円	8,400円	9,000円	10,200円
51～100坪	12,000円	13,200円	14,400円	15,000円	17,400円
101～200坪	15,600円	16,800円	18,000円	19,200円	22,800円
201～500坪	19,200円	21,000円	22,800円	24,000円	27,600円
501～1,000坪	33,600円	36,000円	39,000円	42,000円	48,000円
1,001坪以上	48,000円	52,200円	56,400円	60,000円	69,600円

※境内土地面積とは、通常境内として管理する地域(飛地境内、奥宮、御旅所、頓宮含む)の境内面積を指します。

建物延床面積とは、神社が所有する全ての境内建物(社殿、神楽殿、社務所、回廊、宝物殿、その他の付属建物)の合計延床面積を指します。ただし、納備対象とならない施設(宮司の個人宅、自治会建物及び2ページに記載の対象とならない建物)内の建物を除きます。

※平方メートルから坪数に換算するときは、平方メートルを3.3で除して、小数点以下は切り捨ててください。

(注)本制度運営に必要な通信費、各種帳票作成費等として掛金の10%を本制度運営費としています。

中途加入の場合

保険期間の途中から加入する場合、掛金は年額ではなく月割計算となります。

上記年間掛金に、保険開始日に応じた下記の月割率を掛けた金額をお支払いいただけます。

保険開始日	12月中	1月1日～	2月1日～	3月1日～	4月1日～	5月1日～	6月1日～	7月1日～	8月1日～	9月1日～	10月1日～	11月1日～
月割率	12/12	11/12	10/12	9/12	8/12	7/12	6/12	5/12	4/12	3/12	2/12	1/12

※中途加入時の掛金は100円単位となります。ご不明な場合は、管轄神社庁、神社本庁財政部へご連絡をお願いします。

例：建物延床面積30坪、境内土地面積1000坪の神社が、1月10日に中途加入をされる場合掛金は、5,500円となります。

掛金 6,000円×11/12=5,500円

割増契約

※中途加入の場合でも月割率は適用されません。

①参拝者見舞費用

建物延床面積	掛 金
30坪以下	1,000円
31～50坪	1,000円
51～100坪	2,000円
101～200坪	3,000円
201～500坪	8,000円
501～1,000坪	15,000円
1,001坪以上	25,000円

②神輿・山車・馬などの境外の賠償事故の補償

	掛 金
神輿・山車・馬など 1台(頭)あたりの掛金	7,000円

※割増契約のみの加入はできません。なお、基本契約に加入されている神社は、随時割増契約の追加加入ができます。

※神輿、山車等に係わる人のケガ、事故は補償対象となりません。別途「お祭り傷害保険」にご加入が必要ですので、11ページの取扱代理店までお問い合わせください。

※割増契約①②ともに本制度運営に必要な通信費、各種帳票作成費等として、掛金の10%を本制度運営費としています。

賠償事故の場合(保険金と支払限度額)

■保険金

①被害者に支払うべき法律上の損害賠償金

身体賠償の場合：治療費、休業損失、慰謝料 など

財物賠償の場合：修理費 など

※ただし、修理費及び再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

②被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用

③訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など

※事前に損保ジャパン/日本興亜の承認が必要です。

■支払限度額

身体賠償	1名につき 5億円	1事故につき 50億円
財物賠償	1事故につき 1億円	

●授与品・提供物を原因とした賠償責任(生産物賠償責任)は、以下のとおりとなります。

身体賠償 1名につき5億円、1事故および保険期間中限度額50億円

財物賠償 1事故につき1億円、保険期間中限度額1億円となります。

●預かり物の財物賠償(受託者賠償責任、自動車管理者賠償責任)については、それぞれ以下のとおりとなります。

預かり物^(注) 1事故・保険期間中の限度額 1億円

(注)預かり物のうち、貴重品(現金、有価証券等)は、1名につき30万円、1事故・保険期間中につき30万円がお支払いの限度となります。

●人格権侵害の場合は、1被害者につき30万円、1事故・保険期間中につき1,000万円がお支払いの限度となります。

無償奉仕者のための見舞費用の場合(保険金と支払限度額)

■保険金

無償奉仕者の傷害に対し、加入神社が支払った見舞金費用・被災者対応費用

■支払限度額 (無償奉仕者1ページ記載の傷害事故で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害または入院、通院し、被保険者の方が傷害見舞費用をお支払いした場合)

死亡した場合	1名あたりの支払限度額	(注1)	病院または診療所に入院した期間	1名あたりの支払い限度額	通院した期間 (入院期間を除き、90日限度)	1名あたりの支払い限度額
	50万円		31日以上	10万円	31日以上	5万円
後遺障害が生じた場合	障害の程度により	(注2)	15日以上30日以内	5万円	15日以上30日以内	3万円
	100万円～6万円		8日以上14日以内	3万円	8日以上14日以内	2万円
			7日以内	2万円	4日以上7日以内	1万円
					1日以上3日以内	5千円

(注1)同一事故による傷害に対してすでに支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合には、50万円からすでに支払った金額を除いてお支払いします。

(注2)無償奉仕者1名につき、保険期間を通じて100万円が限度となります。

被災者対応費用

無償奉仕者が傷害事故にあった際、加入神社が負担した①被災者の法定相続人が現地に行くための交通費②通信費③被災者の援助、移送に要する費用等を被災者対応費用として、被災者1名につき100万円を限度にお支払いします。

参拝者見舞費用の場合(保険金と支払限度額)

■保険金

参拝者または施設の利用者の傷害に対し、加入神社が支払った見舞費用

■支払限度額

死亡した場合	1名あたりの支払限度額	(注1)	病院または診療所に入院した期間	1名あたりの支払い限度額	通院した期間 (入院期間を除き、90日限度)	1名あたりの支払い限度額
	50万円		31日以上	10万円	31日以上	5万円
後遺障害が生じた場合	障害の程度により	(注2)	15日以上30日以内	5万円	15日以上30日以内	3万円
	50万円～3万円		8日以上14日以内	3万円	8日以上14日以内	2万円
			7日以内	2万円	4日以上7日以内	1万円
					1日以上3日以内	5千円

(注1)同一事故による傷害に対してすでに支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合には、50万円からすでに支払った金額を除いてお支払いします。

(注2)参拝者または施設の利用者1名につき、保険期間を通じて50万円が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- | | |
|----------------------------------|--|
| ①被保険者の故意によって生じた賠償責任 | ⑤被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 |
| ②自動車の所有・使用・管理によって生じた賠償責任 | ⑥排水または排気(煙を含みます。)によって生じた賠償責任 |
| ③施設の新築・改築・修理等の工事によって生じた賠償責任 | ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議によって生じた賠償責任 |
| ④神社の使用人が業務従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任 | ⑧地震、真火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 など |

加入申込方法

加入対象…神社本庁包括下の神宮、神社、神社庁

加入申込の際は、神社名、所在地等加入申込書の記載内容に間違いがないかご確認ください。
また、本保険契約と補償内容が重なる他の保険契約がある場合は、必ずお知らせください。

●保険期間：平成27年12月1日午後4時から1年間となります。

中途加入の場合、保険開始日を申込月の翌月1日または掛金払込日の翌日にお決めいただけます。

●加入申込書：所定の加入申込書に必要事項をご記入のうえ、加入神社控を保管いただき管轄する神社庁へご提出ください。

●掛金：3ページ表により算出した掛金を、専用の払込用紙にてゆうちょ銀行よりご送金ください。

※保険開始日より掛金が変わりますので、ご注意願います。

●加入者証：加入手続終了後、神社本庁より送付いたしますので、大切に保管してください。

また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合には、神社本庁までご連絡ください。

●追加加入：割増契約の追加加入は、神社本庁までご連絡ください。

●被保険者の範囲：①記名被保険者/②記名被保険者の役員・使用人/③記名被保険者の下請負人/④記名被保険者の下請負人の役員・使用人

※②～④については、記名被保険者の業務に関する限りにおいて、補償の対象となります。

●満期継続

次年度からは、契約満了のお知らせと継続のご案内ならびに払込用紙を送付いたしますので、ご確認のうえ、掛金をお支払いください。
契約内容の変更が生じた際は、所定の手続きが必要となりますのでご連絡ください。

次のような場合には、必ずご連絡ください。

(ご連絡のないまま万一事故が発生してしまった場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。)

①加入申込書の記載事項を変更される場合(宮司名、神社所在地、連絡先を変更する場合、10ページの加入神社情報変更届及び書類申請をご提出ください。)

②ご契約内容を変更される場合

③この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約を締結される場合 など

事故防止には常日頃から万全の取り組みを。

万一、事故が発生したら…

損害賠償を負うと思われる事故が発生した場合は、**ただちに管轄神社庁ならびに神社本庁財政部へご連絡ください。**パンフレット裏面にある事故発生報告書をご提出いただけます。その後、報告を受けた損保ジャパン日本興亜がご連絡いたしますので、ご相談をいただきながらご自身で被害者との示談交渉を行うこととなります。事前に保険会社の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

報告して
いただく事項

①事故発生の日時・場所

②事故の原因・状況

③被害を受けた方の
住所・氏名 など

※本保険では保険会社が被保険者の代わりに示談交渉を行うことはできません。

その他

●本保険には賠償責任保険普通保険約款および特約条項(施設所有管理者特約条項・生産物特約条項・受託者特約条項等)、レジャーサービス施設費用保険普通保険約款が適用されます。

●賠償責任保険では、被保険者に法律上の賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を、保険金支払限度額の範囲でお支払いします。

●賠償責任保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず被害者に支払われた見舞金は、保険金のお支払対象となりません。

【個人情報の取扱い】

●神社本庁は、本保険の適切な運営を目的として、本契約に関する個人情報(加入申込書に記載された宮司名、連絡先等)を引受幹事保険会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下「損保ジャパン日本興亜」)に提供します。

●損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結したご契約が有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●本保険契約は、複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。幹事保険会社は他の会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行います。

【引受保険会社】幹事会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社 引受割合 70%

日新火災海上保険株式会社 引受割合 15%

東京海上日動火災保険株式会社 引受割合 15%

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の人数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返戻金等の8割(ただし、取崩時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を支払うべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、事務所、店舗、工場等さまざまな施設の所有者や管理者、またはイベントの主催者等の監督者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎりあります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額に、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 *修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、記名被保険者およびその被保険者が被る損害にかぎりです。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石棉または石棉を含む製品の有害な特性 ③汚染危険 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ●医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ●弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 など ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)「管理財物」といい、以下のアからウに限定されています。 ア.記名被保険者が所有する財物 イ.記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ.所有財物および受託財物以外の作業の対象物 など 【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】 ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ②航空機、昇降機もしくは自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用もしくは管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任または施設外における船、車両(自動車および原動力がもたらす人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任 ③給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏れまたははじらるる液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ④屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑤仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑥被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑧次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことによって生じた賠償責任 ア.記名被保険者の役員または使用人 イ.記名被保険者の下請負人 ウ.記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

生産物賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎりあります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款、特約条項、追加条項をご覧ください。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、記名被保険者およびその被保険者が被る損害にかぎりです。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

※事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置（回収、検査、修理、交換その他適切な措置）を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収措置に要した費用については、保険金のお支払対象となりません。

ウ 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 など

イ 記名被保険者の下請負人
ロ 記名被保険者の下請負人の役員または使用人

07

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、駐車場・整備工場等が、顧客から預かった自動車に損害を与え、自動車の損害に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

- ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)
- ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用
- ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用
- ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。
- ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
- ⑥受託自動車の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用

1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【特約条項の免責事由(自動車管理者特約条項の場合)】

- ①保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任
- ②盗取または詐欺による場合を除き、自動車の使用不能に起因する賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。)
- ③被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任
- ④自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者の下請負人が管理している間における自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任
- ⑥修理(点検および整備を含みます。)、板金、塗装等の作業において発生した加工技術の拙劣または仕上げ不良に起因する賠償責任。ただし、作業機械の破損・故障もしくは停止による偶然な事故または火災もしくは爆発が発生した場合を除きます。
- ⑦次のいずれかに該当する間に生じた自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任
ア.自動車が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)*1)を持たない者によって運転されている間
イ.自動車が道路交通法に定める酒気を帯びた状態の運転者によって運転されている間
⑧自動車の自然の消耗または欠陥に起因する賠償責任
⑨屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等により自動車に発生した損壊に起因する賠償責任
⑩エンジンの修理、点検または整備した場合において発生したエンジンの焼付けに起因する賠償責任
⑪板金、塗装等の作業で発生した塗装色の不整合または色むらに起因する賠償責任
⑫板金、塗装等の作業で発生した作業箇所の凹凸に起因する賠償責任 など

レジャー・サービス施設費用保険(参拝者見舞費用)のあらまし

保険金をお支払いする主な場合

この保険でお支払いする保険金は次のとおりです。なお、ここには保険金をお支払いする主な場合を記載しています。詳しくは、普通保険約款や特約条項をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合とお支払い限度額
被災者傷害見舞費用保険金	被災者が傷害の直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡し、被保険者が被災者傷害見舞費用を支払った場合、被災者1名につき50万円を限度としてお支払いします。
後遺障害見舞費用保険金	被災者に傷害の直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、被保険者が被災者傷害見舞費用を支払った場合、被災者1名につき次の額を限度としてお支払いします。 支払限度額 =50万円×後遺障害の程度に応じた所定の割合
入院見舞費用保険金	被災者が傷害の直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に被災者が入院し、被保険者が被災者傷害見舞費用を支払った場合、被災者1名につき入院した期間に応じて、次に掲げる額を限度としてお支払いします。 入院した日数が31日以上の場合 10万円 入院した日数が15日以上30日以内の場合 5万円 入院した日数が8日以上14日以内の場合 3万円 入院した日数が7日以内の場合 2万円
通院見舞費用保険金	被災者が傷害の直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に被災者が通院し、被保険者が被災者傷害見舞費用を支払った場合、被災者1名につき通院した日数(90日を限度とします。)*1)に応じて、次に掲げる額を限度としてお支払いします。 通院した日数が31日以上の場合 5万円 通院した日数が15日以上30日以内の場合 3万円 通院した日数が8日以上14日以内の場合 2万円 通院した日数が4日以上7日以内の場合 1万円 通院した日数が1日以上3日以内の場合 5千円 なお、入院見舞費用保険金をお支払いするべき期間中の通院に対して、通院見舞費用保険金はお支払いできません。
傷害見舞費用保険金(*2)	上記被災者傷害見舞費用保険金でお支払いする災害以外の急激かつ偶然な外来の事故による傷害見舞費用をお支払いします。補償内容は同じです。ただし、上記説明文中の「被災者」は「被傷者」と読み替えます。

(*2) 傷害見舞費用追加担保特約条項によりお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

レジャー・サービス施設費用保険では、次の(1)～(3)の費用に対しては、保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款、特約条項の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご確認ください。

- (1)次に掲げる事由によって事故が発生したために被保険者が負担した災害対応費用および傷害見舞費用
 - ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
 - ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合において、その者またはその者の法定代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。
 - ③地震・噴火またはこれらによる津波
 - ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
- (2)次に掲げる事由によって事故が発生したために被保険者が負担した被災者対応費用、被災者傷害見舞費用および傷害見舞費用
 - ①被災者・被傷者の故意または重大な過失(*1)
 - ②被災者・被傷者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為(*1)
 - ③次のアからウまでのいずれかの事由(*1)
 - ア.被災者・被傷者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転したこと
 - イ.被災者・被傷者が道路交通法(昭和35年法律第105号)に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転したこと
 - ウ.被災者・被傷者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転したこと
 - ④被災者・被傷者の脳疾患、疾病または心神喪失(*1)
 - ⑤被災者・被傷者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療措置
 - ⑥大気汚染、水質汚濁等の環境汚染
 - ⑦被災者・被傷者が頸(けい)部症候群(*2)、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足る医学的他診断見(*3)のないもの(*1)ただし、その被災者以外の者に関する費用については、この規定は適用しません。
 - (*2)いわゆる「むちうち症」をいいます。
 - (*3)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- (3)被保険者が損害賠償金として負担した被災者対応費用、被災者傷害見舞費用 など

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。
- 加入申込書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料(掛金)算出の基礎となる事項につきましては、加入申込書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方が本人が署名または記名捺印ください。
- この保険契約は、事業のためのご契約であり、クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)の対象とはなりません。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。
(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの掛金につきましては、加入申込書等にてご確認ください。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入申込書等にてご確認ください。
- 告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
<告知事項>

加入申込書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

①記名被保険者(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。) ②業務内容 ③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項 ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

- 通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入申込書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注) 加入申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の掛金が増える前の保険料より高くなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

万一事故にあわれたら

損害賠償を負うと思われる事故が発生した場合は、ただちに管轄神社庁ならびに神社本庁財政部へご連絡ください。所定の事故発生報告書をご提出いただけます。その後、報告を受けた損保ジャパン日本興亜がご連絡いたしますので、ご相談をいただきながらご自身で被害者との示談交渉を行うこととなります。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

報告していただく事項

- ①事故発生の日時・場所 ②事故の原因・状況 ③被害を受けた方の住所・氏名 など

※本保険では保険会社が被保険者の代わりに示談交渉を行うことはできません。

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1>事故発生の日時・場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.~6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票	等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書	等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院中告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書	等 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書	等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書	等

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

受付時間：平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。 TEL 0120-727-110

□指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808(通話料有料) PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

■加入神社と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

加入神社情報変更届及び書類申請

都道府県	神社名	加入者番号
------	-----	-------

▽変更の内容に○をして、右の欄に内容をご記入し、FAX等で送信して下さい。

①宮司名変更 (本務社・兼務社) ②神社所在地変更 ③連絡先変更	①宮司名	③担当者名
	① ② ③ 〒 -	
	電話番号 ()	FAX ()

▽上記以外の変更(境内建物延床面積等)及び割増契約①②の追加加入の際は、別途申請書のご提出が必要となりますので、お申出下さい。また、申請書は神社庁から受け取ることもできます。

ご契約内容変更 書類取り寄せ	パンフレット	冊、申請書	冊
	送付先：〒	-	

送信先：神社本庁財政部行 FAX 03-3379-8299

FAX.03-3379-8299

「神社賠償責任保険」事故発生報告書

神 社 本 庁 行
() 神社庁 行

基本契約・割増契約（神輿・馬等・参拝者見舞費用保険）

下記記載の事故が発生しましたので、報告いたします。

事故が発生した場合は、まず、本報告書を所属の神社庁及び神社本庁まで、速やかにご提出願います。万が一、事故の報告が遅れたり、既を示談を終えてしまっている場合は、保険金が支払われなくなったり、削減される場合もありますのでご注意ください。

報 告 日	平成 年 月 日	加入者 番 号	加 入 神社名	宮司名
連絡先住所	〒			
電 話 番 号		FAX	担当者名	
事故発生日時	平成 年 月 日 時 分頃（24時間制でご記入ください）			
事故発生場所				
事故内容 事故の原因、状況 を具体的に詳しくご記入 ください。				
被害者情報	被害者名		性 別	男・女
	住 所		年 齢	歳
	電話番号		職 業	
	受傷程度		区 分	☐ 参拝者等 ☐ 無償奉仕者
	病 院 名		電話番号	
被害物情報	被 害 物		被害金額	
	被害程度		電話番号	
	所有者名			
	住 所			

（個人情報の取扱いについて）

神社本庁は、本報告書の個人情報を、本保険の引受幹事保険会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「損保ジャパン日本興亜」）に提供します。損保ジャパン日本興亜は、個人情報を本契約の履行、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険会社間での確認を含みます。）等のために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供します。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sjnk.co.jp/>）に掲載の個人情報保護方針をご覧ください。

神社庁収受印

神社本庁収受印

代理店収受印

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては下記までお問い合わせください。

【保険契約者】

神社本庁財政部

〒151-0053
東京都渋谷区代々木1丁目1番2号
TEL.03-3379-8011(代表)
TEL.03-3379-8015(直通)
FAX.03-3379-8299

【引受幹事保険会社】



損害保険ジャパン日本興亜株式会社
団体・公務開発部第三課

〒100-8965
東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL.03-3593-6455
FAX.03-3593-6753
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、
損保ジャパンと日本興亜損保が
平成26年9月1日に合併して誕生した会社です。

【取扱代理店】

有限会社 村上

〒153-0061
東京都目黒区中目黒4-12-1-403
0120-280-010
TEL.03-3713-8553
FAX.03-3713-4557
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)